

用いられている。

◆収益・費用の測定はそれぞれ4通り

収益・費用の測定に関しては、交換に着目した測定、市場価格の変動に着目した測定、契約の部分的な履行に着目した測定、の3通りが両者に共通している。それ以外に、収益では被投資企業の活動成果に着目した測定が、費用では利用の事実に着目した測定が、それぞれ規定されている。

交換に着目した測定は、資産や負債で付している測定値が、適宜、用いられる。市場価格の変動に着目した測定は、期間中に生じた市場価格の増減を把握して行われる。契約の部分的な履行に着目した測定は、履行された割合に契約額を乗じて行われる。被投資企業の活動成果に着目した測定（収益のみ）は、被投資企業の純利益に持分割合を乗じた額が用いられる。利用

の事実に着目した測定（費用のみ）は、減少した資産の測定値が、適宜、用いられる。

◆どの測定値を用いるべきか会計関係者が適宜判断する

討議資料では、どの会計事象にどの測定値を用いるべきかの判断基準は、明示されていない。その判断は、財務諸表利用者や財務諸表作成者に代表される会計関係者の声を踏まえて、適宜、会計基準として制定されることになる。近年、公正価値会計の導入が積極的に進んでいる、と評価されるが、公正価値の代表例である市場価格や割引価値が、どの財務諸表項目にとっても、測定値として最も優れている訳ではない。測定方法の客觀性や測定コストの多寡も勘案した上で、財務諸表の各項目について、財務諸表利用者や財務諸表作成者が、議論を積み重ねて定めていくべきものである。



商法上の「連結の範囲」

範囲から除外される。さらに、資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いても、その企業集団の財産および損益の状態に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しい子法人等は、連結の範囲から除くことができる（商規144条1項、2項）。

これらの規定を総合すると、結果的に「証券取引法上の連結財務諸表」と「商法上の連結計算書類」の連結範囲は一致する。前述の通り、連結計算書類の作成が義務付けられているのは、現状では、有価証券報告書提出会社に限られているため、企業にとって新たなコスト負担にはならないと考えられており、株主の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子法人等は連結の



MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE

EU上場日系企業2007年問題研究

<下>

新日本監査法人金融部 公認会計士 橋上 篤

第15章 会計制度

第1節 EUにおけるIAS (International Accounting Standards)/IFRSの位置付けの変遷

第1款 IASCの「財務諸表の比較可能性プロジェクト」

欧州を中心とした、公認会計士の民間国際団体として、1973年に設立された国際会計基準委員会（IASC）は、1987年に「財務諸表の比較可能性プロジェクト」がスタートして以来、各国の代替的な会計処理を制限する作業に入った。

第2款 「会計の調和：国際的調和の為の新たな挑戦」(EC Commission, 1995, Accounting Harmonization: A New Strategy vis-a-vis International Harmonization, EC Commission)

世界の証券・先物監督当局の団体である証券監督者国際機構（IOSCO）が、「会計基準のコア・スタンダードの作成を完了したならば、世界の全市場においてクロスボーダーの証券発行や株式公開において用いる会計基準として、IASに裏書きを与えてもいい。」と約束したのは、1995年7月であった（「会計の調和：国際的調和の為の新たな挑戦」）。

これは、国際的な証券市場で、効率的な資金調達を行う為に、EUにおける会計規則をどの

よう改訂することが望ましいかについて検討した。

そこでは、次のような問題解決の方法が考えられた（第4項）。(a)所謂、大規模上場企業等の一定の企業をEC会社法指令の適用範囲から除外して、他の会計基準を自由にできるようにする。(b)米国との間で財務諸表の相互承認について合意する。(c)様々な会計問題に関する処理方法を含めて、EC会社法指令を改正する。(d)欧州会計基準設定主体を創設して、そこが欧州の包括的な基準を設定する。

各方法にはそれぞれ問題点が指摘されたため、EC委員会は、折衝委員会（Contact Committee）を通じて、EC会社法指令とIASとの整合性を研究して、整合性がある場合に、EU加盟国は自国の大規模企業にIASによって財務諸表を作成することを認めることができるという立場を表明した（5項）。

第3款 「IASとEC会計指令との整合性についての検討」(EC Commission, Contact Committee, 1996, An Examination of the Conformity between the International Accounting Standards and the European Accounting Directives, EC Commission)

これは、EC委員会の下部機関である折衝委員会によって公表された。

ここでの目的は、IASとEC会社法指令との間の相違とその程度を明らかにして、それらの相違を解決するように要求すること、及びその結果ヨーロッパの企業が作成するIASに基づいた連結財務諸表が、ヨーロッパの法令と矛盾しないようすることであった。

折衝委員会は、次のようなEC会社法指令とIASとの相違について検討を行った（第10項）。（a）IASの規定がEC会社法指令によって認められない場合、あるいはその逆の場合。（b）EC会社法指令の中で加盟国が選択した処理方法が、IASの原則的処理方法において認められない場合。その他、折衝委員会は、企業に与えられた会計処理の選択権の中で、IASに一致した処理を望む企業が適用できない問題についても検討した。

なお、IASは、2000年3月のIAS40号「投資用不動産」を最後にコア・スタンダードの作成を終え、2000年5月17日にはIOSCOの承認を得るに至った。EU委員会は、1999年に「金融サービス：金融市場の転換：アクション・プラン」を制定（第4款参照）したが、この中で上場企業の決算の比較可能性の向上が急務とされていた。そして、2000年3月23日・24日のリスボン・EUサミットにおいて、金融サービス市場の統合を促進すべきことが合意され、当該アクション・プランの実施を2005年に前倒しすべきこととされた。

第4款 「金融サービス：金融市場の転換：アクション・プラン」（EU-Kommision；Finanzdienstleistungen, Umsetzung des Finanzmarktrahmens, Aktionplan, 1999）

当該アクション・プランは、欧州における資本市場、特に証券市場統合の為にはそのインフ

ラ基盤として共通の会計基準に基づく決算書の比較可能性を確保することが前提であり、その場合の共通の会計基準としてIASを想定し、一連の「EU指令の現代化」を通じて、IASの形成に影響を及ぼし、IASの適用に関しては、EU域内の取引所上場企業（約7,000社）だけでなく、非上場企業さらに非上場の金融機関・保険企業についても選択可能にすることを計画するものであった。

ただし、EUのこうした国際化戦略に対して、米国を中心としたアングロサクソン諸国からはそれが、EU-GAAPを形成し、US-GAAP、EU-GAAP、IASの3極構造を生み出す恐れがあるとの指摘がなされていた。^①

第5款 「国際的な会計原則に関する欧州議会及び欧州閣僚理事会の命令に対する提案」（EU-Kommision；Vorschlag für eine Verordnung des europäischen Parlament und Rates betreffend die Anwendung internasionaler Rechnungslegungsgrundsätze, 13. 2. 2001.）

当該提案は、金融サービスに対する統合市場を早急に実現する必要性を強調し、2005年をもって欧州委員会のアクション・プランの実施期限を定めて、資本市場的指向的企业の決算書の比較可能性を改善するための措置を講ずるとした2000年3月の先述の欧州閣僚理事会（リスボン・サミット）の決議を踏まえたものである。

その後、この提案は2002年2月及び^②2月にUS-GAAP適用会社等のIASの適用会社等のIASの適用に2年間の期限猶予（2007年1月1日以後に適用）を付与し、また20数箇所に及ぶ修正を施した後、後述の「国際会計基準の適用に関するヨーロッパ議会と評議会の規定」（所謂、「IAS命令」）として2002年7月19日付けで欧州議会及び欧州閣僚理事会によって公布された。

① Commission sparks of EU GAAP creation (Paul Rogerson), in : Accountant, Issue 5959, June 2000.
 ② EU ; Gesetzgebungsakte und andere Rechtsinstrumente, Verordnung des europäischen Parlament und Rates betreffend die Anwendung internasionaler Rechnungslegungsstandards, 27. Mai 2002.

第5款 「EUの財務報告の戦略・方向性」（EC Commission, 2000, the Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, EU Financial Reporting Strategy : the Way Forward, EC Commission）

EU委員会は2000年6月13日、EU評議会、EU議会向けの連絡文書（「EUの財務報告戦略：将来への方向性」）を作成公表した。この中でEU委員会は、遅くとも2005年までには、EU域内の全株式公開企業に対し、連結財務諸表は国際会計基準（IAS）に従って作成するよう義務付ける旨、決定した。

これは、会計基準の調和に関する研究の総括として公表された。

ここでは、EUにおける経済の成長と雇用の促進には、効率的かつ透明性の高い統一された証券市場が重要であり、そのためには、財務諸表の比較可能性を高めることが緊急の課題である点が指摘された。投資者及び証券監督者は、上場企業に対して、透明性の高い比較可能な財務報告、及び一層多くの情報の開示を要求していた。

しかし当時のEC会社法指令は、欧州全体又は国際的な証券市場で資金調達をする企業に対して、彼らのニーズを満たすような開示規定を定めていなかった（第9項）。

そこで、EUにおけるGAAPの検討過程では、米国のGAAPとIASが検討された。その結果、米国のGAAPよりもIASの方が、国際社会のニーズを満たす包括的かつ概念的に確固たる財務報告基準を提供し、国際的な見地から設定されていると考えられた（第15項）。EC委員会は、EUにおける上場企業に対して、IASに従って連結財務諸表を作成するように提案したわけである。

さらに、非上場企業の連結財務諸表の作成に関して、あるいは個別財務諸表の作成に関しても、IASに従うことを要求又は容認することが

望ましいと提案された（第16項・17項）。IASの適用は、国内の会計基準及び税法と矛盾する可能性があった。しかし、財務諸表の比較可能性を高める為、及び連結財務諸表の作成を容易にする為にも、全ての企業に対して、IASに従って連結財務諸表及び個別財務諸表を作成することが奨励された。

EUは、EUの上場企業に関する財務報告規定を設定する責任を、政府から独立した第3者に委譲しないと名言した。EUにおいてIASの適用を法的に明確にする為に、国際会計基準はEUの財務報告の法的枠組みの中に統合されねばならなかった。

さらに、そのような財務報告規定が遵守されているかを監視して、IASの内容に不十分な点あるいは問題点がないかについて検討する承認機構の設置が提案された（第18項）。承認機構の役割は、IASの再検討を行うことではなく、EUの環境に適合していない会計基準がある場合に調整して、新しい会計基準及び解釈の適用を監視することであった（第20項）。

第6款 「一定の企業形態及び保険企業の年次財務諸表及び連結財務諸表における評価基準に関するEC会社法第4号指令、第7号指令、及び91年指令を改正する欧州議会と評議会の指令（案）」（EC Commission, 2002, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Council Directives 78/660/EEC and 91/674/EEC on the annual and consolidated accounts of certain types of companies and insurance undertakings, EC Commission [2002.7.9] (=「EU会計指令修正提案」)

ここでは、次の3つの目的が示された。（a）EC会社法指令とIASとの間に存在するすべての矛盾を解消する。（b）IASにおいて現在認められている会計処理の選択は、EC会社法指令に従って財務諸表を継続的に作成するEUの企業に適用可能であることを確保する。（c）EC会社

法指令の基本構造を新たにする為、現代の会計実務及び将来のIASの発展に十分対応できるような伸縮性のある財務報告の枠組みを提供する。

これらの目的を達成する為に、EC会社法第4号指令及び第7号指令の修正が提案された。EUにおける会計基準については、1987年の会社法の第4次指令により、決算書の内容に関する法制の調和が図られ、1983年の会社法第7次指令により、企業の連結決算に関する法制の調和が図られたところであった。

この2つの指令が現在のEUの会社法の計算にかかる法制を形成していた。しかしながら、これらの指令は含み益の扱い、時価評価等いくつかの点について各国にオプションを認めており、現状では会計基準の調和が十分なものとはなっていないと考えられているところであった。

先述のリスボン・サミットでは、これまでのような指令の制定による各国法の調和とは別のアプローチが必要とされた。そして、上場企業が国際会計基準を2005までに採用するためには、EU域内において国内法化を経ずに直接適用される命令という法の形態を採用すべきものと考えられた。

第7款 「国際会計基準の適用に関するヨーロッパ議会と評議会の規定」(EC Commission, 2002, Regulation (EC) No. 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July on the application of international accounting standards, EC Commission; 所謂「IAS命令」)

その後、2002年7月に「国際会計基準(IAS)の適用に関する規則」を採択し、2003年9月には「IAS第32号及び第39号を除き、9月14日現在のすべてのIASを採用する規則」を採択した。

これらの規則により、EU域内で公募又は上場を行うEU域内の会社には、経過措置が適用

される一部の会社（具体的にはSEC基準が適用される会社など）を除き、2005年1月1日以降開始する会計年度に係る連結財務諸表をIFRSsに従って作成することが義務付けられた。これらは、これまでのEUにおけるGAAPの設定に関する研究結果について、正式に「規定」として公表されたものである。“義務”というのは、2005年1月1日以降に始まる会計期間から、EU加盟国の法律によって事業活動を行っている企業は、連結財務諸表を国際的会計基準に従って作成しなければならないことが規定された(第4条)ことをさす。

国際的会計基準の適用は、EUにおける財務報告の透明性と比較可能性を高めることに貢献する、と考えられた。

ここで、国際的会計基準とは、IAS, IFRS, 解釈指針、今後これらを修正したもの、及びIASBが将来発行あるいは採用する会計基準及び解釈指針である(第2条)と規定された。

国際的会計基準をEUで適用するには、それがEC会社法指令の基本的な規定を満たさなければならなかった。即ち、国際的会計基準を適用することによって、企業の財政状態及び経営成績の真実かつ公正な概観が提供されねばならず、EUの公共の利益に寄与して、財務情報の利用者に対して質の高い情報が提供されなければならない、とされた。

そのような情報は、経済的意思決定及び経営者のスチュワードシップ^④の評価に必要な財務情報を提供する為に、理解可能性、目的適合性、信頼性、および比較可能性といった質的特性を備えていなければならない(第3条)とされた。

この規定の適用は、社債をEUの証券市場で発行しているEUの会社と、以前よりEUに加盟国以外の証券市場に上場して、国際的に認め

られた会計基準に従つゝ、傍報告を行っているような企業に対して、2007年まで繰り延べることができる(第9条)とされた。IAS命令の主要ポイントは次のとおりである。

- 統合市場の機能方法の改善のために、資本市場指向的企業は連結決算書に対してより上質の国際会計基準が義務付けられなければならない。
- EU第4号指令、EU第7号指令、銀行その他の金融機関の決算書に関するEU指令、保険企業の決算に関するEU指令はEU共同体における資本市場指向的会社を対象とする。そして、資本市場指向的会社に対して適用される法的枠組みを補強する必要がある。
- 本命令は資本市場の効率的且つ費用効果的な機能方法に貢献することを目的としている。投資家保護と金融市場における信頼保持は統合市場の完了の重要な側面でもある。EU共同体資本市場の競争能力にとって、EU内で適用される決算書作成規範をクロス・ボーダー取引又は世界の全ての証券取引所での認可に際して利用される国際的な会計基準と結合することは意義が大きい。
- 本命令の実施にとって必要な措置は、先述の1996年の「IASとEC会計指令との整合性についての検討」理事会決議に従い、委員会に委ねられた実施権限の行使に関する手続確定に際して許容される。
- 国際的会計基準の適用を受容するにあたり、企業の財産・財務・収益状態の事実関係に即した実体像を伝達することを満たすとした

④ スチュワードシップと責任について
会計のイデオロギーの『対立性』(『チャージ』と『ディスチャージ』)という語によって示される対立性の重要性は、英國封建時代において用いられた会計方法の背後にある中心的な思考であった。個人的な会計責任およびスチュワードシップ責任の概念と関連保管人責任は、長い間一つの法的の関係所有権に対立するものとしての会計責任を表現するときに重要である(上田雅通『会計の連続』1997年、税務経理協会)。

- IASBが国際的会計基準(IFRS及びSIC^④)の開発の枠内で開示するドキュメント及びペーパーを審議し、それに関する立場を形成する場合、欧州委員会は世界市場において活動する欧州企業の競争劣位を解決する為の必要を考慮しなければならない。
- 加盟国は自身の有価証券の取引が欧州共同体もしくは第三国における規制市場で認可され、自身の連結決算書を、既に他の国際的に認められた会計基準を基礎とした全ての企業、並びに、負債証券のみを規制した市場において取引認可されている全ての企業に対して、2007年までにはその有価証券の取引が規制された市場で認可される全ての欧州共同体企業にとってのグローバルな国際的会計基準の統一規則としてIASを適用することを放棄できない。
- 加盟国及び会社が国際的会計原則を適用する上で必要な適応措置を講ずる為に、一定の措置が2005年までに適用されることが必要である。本命令を効発した結果、会社がIASを最初に適用するときは適切な措置が選択されなければならない。その措置は採用される解決策が国際的な承認を確保すべき為、国際的レベルで策定されるべきである。

第2節 IASB(国際会計基準審議会)

第1款 設立および意義

従前のIASCは職業会計士団体の組織で、その業務は主に職業会計士によるボランティア的作業と各国の基準設定機関との非公式な連携によって行われてきた。

しかし、環境の大きな変化と各国間の会計基準のより一層の収斂を達成するため、各国の基準設定機関と共同作業を行う必要が生じ、IASCの組織を改革する必要性が求められてき

た。1997年にIASC理事会は、コア・スタンダード完成後のIASCの目的および組織がいかにあるべきかを検討し提言する目的で戦略作業部会(Strategy Working Party)を設置した。

戦略作業部会は「IASCの将来像に対する提言(Recommendations on Shaping IASC for the Future)」と題する報告書を公表し、1999年末の理事会で承認された。この報告書に基づく新組織の中心となる基準設定機関は国際会計基準審議会(IASB)と呼ばれることになった。

IASB設立の背景には、上記のほか、証券監督者保護機構(IOSCO: International Organization of Securities Commissions)により、質的なレベルや網羅性において多くの問題点が指摘されていたことが挙げられる。たとえば、IASCの策定してきたIASには、多くの場合、標準的会計処理の他に代替的処理が認められていた。

この点を改善すべくIASCは1980年代後半から、主にIASに準拠した財務諸表間の比較可能性を高める観点から、代替処理の見直し作業を進めレベルの向上を図り、2000年に主要な30の会計基準書(コア・スタンダード)を完成させていた。

第2款 構成

IASBは、会計事務所、民間金融機関、事業会社、中央銀行等からの拠出金を基盤とする国際会計基準委員会財団(IASC財団)により運営されており、14人(うち12人が常勤)のメンバーと固有の事務局から構成される。設立来、IASBは、高品質で全世界的な単一の会計基準の開発を目的として、IFRSsの開発、設定等に取り組んでいる。

第3款 IOSCOによるコア・スタンダードの承認

IOSCOに、2000年5月の総会において、ク

^④ Standing Interpretations Committee

ロスボーダーの公募又は上場に際しての財務諸表の作成基準として、IASのコア・スタンダードをしようすることを各国の市場監督当局が受け容れることを勧告することを決議した。

ただし、この勧告においては、各國は、必要に応じて財務諸表の作成方法等について調整、開示、解釈の追加的措置を探ることができるところとされており、IASをそのまま認めることを強制するという勧告が行われたわけではない。

第4款 米国FASBとIASBとの「ノーウォーク合意」

2002年10月29日、FASBとIASBはグローバル会計基準の統一に向けての公式見解を公表した。同年8月18日に両審議会は米国のNorwalkにおいて国内及びクロスボーダーの財務報告に対して適用される上質で調和的な会計基準を開発する為の「ノーウォーク合意」を相互承認しており、そこで、次の事案を最優先の課題としていた。

(a) US-GAAPと国際的財務報告基準(国際的会計基準、IASを含むIFRS)との間の多様な個々の相違点を2005年までに解消することを目的とした短期プロジェクトに着手すること。

(b) 2005年1月1日時点で残余するIFRSとUS-GAAPとのそれ以外の相違点を、将来の作業プログラムの調整を通じて解消すること。

(c) 現在、着手している結合プロジェクトを継続的に発展させること。

(d) 活動を調整する為に各解釈団体を援助すること。

両審議会は以上の主要なプロジェクトに着手する為の必要な資源を委託することに合意し、それを公式見解として公表した。この公式見解については、EUの欧州委員会は歓迎の意を表明し、「世界規模の会計基準システムへの道の極めて重要な一步」であるとさえ述べた。とり

わけ、米国証券取引所への上場に際して、EU企業がIASに基づき作成する決算書をSECがUS-GAAPとの調整計算もなく容認することに期待をもっていると言われる。また、これは欧州企業側の要請にも応えるものであると言われる。

この合意を受けて、短期コンバージェンス・プロジェクトの一環としてFASBは2003年12月に「任意の会計方針の変更は遡及的に修正する」等4つの公開草案を公表しており、IASBは2004年3月にIFRS第5号「売買目的で保有する非流動資産及び廃止事業」の基準を公表するなどコンバージェンスに向けた取組みが進められている。

第5款 定款の見直し

IASBの運営母体であるIASC財団は、その定款(Constitution)第18条により、評議会(Trustees)の役割として、IASC財団全体の組織及びその有効性のレビューを遂行することを規定しており、現在、評議会による具体的なレビュー作業が進められているところである。

我が国においても、評議会、IASB等のメンバーの構成、IASBの審議プロセスのあり方、基準勧告委員会(SAC: Standards Advisory Council)の見直し、IASC財団の財源の見直し等をはじめとするレビューに対する関心は高く、金融庁、民間団体等がIASC財団の定款の見直しの協議に対する意見の募集に応じてコメント・レターを発出している。

今後、評議会は、定款見直しの為に設置された、定款委員会(Trustees' Constitution Committee)において、寄せられたコメント・レターの分析を行うとともに、東京を含む世界の主要都市において公聴会を開催し、幅広く意見を求めるなど、定款の見直しの具体的な作業を行っていくこととしている。